

報告第13号

専決処分した事件の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、損害賠償の額の決定について下記調書のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

平成25年12月3日

提出者 足立区長 近藤 弥生

損害賠償額決定調書

専決処分年月日	決定額	相手方	事件の概要
平成25年10月10日	1,171,182円	足立区扇在住者	平成14年4月5日、学童保育のため扇中央公園で保育児童を外遊びさせていたところ、公園の小山状のすべり台の頂上部分で遊んでいた相手方児童が、すべり台を上ってきた他の児童とぶつかり転倒し、すべり台に顔面を強打したことにより歯牙折損の傷害を負った。